

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◁ 家族で行った慰安旅行は必要経費になるの？

Q: 私は個人で事業を営んでいます。従業員は私と妻の2人です。子供も連れて家族旅行兼慰安旅行を考えています。慰安旅行の費用は事業所得の必要経費となるのでしょうか。

A: 必要経費に該当しないと思われます。次の裁判をご紹介します。

青色申告をしている個人事業主甲氏は、妻（青色事業専従者）と子供2人の計4人で、旅行をしたが、その費用のうち子供2人の費用を控除した残りの費用を、福利厚生費として確定申告をしていました。

これに対して、税務署長は上記の費用は家事上の経費であるとして所得税の更正処分をしたため、甲氏が不服申立をしておりました。

判決は、「必要経費にならない」として税務署の更正処分を認容しました。

「旅行が夏休み中であること。旅行の目的地などが甲氏の好みに従って決定されていること。本件の旅行が、甲一家の他の家族旅行と差異がないこと。甲氏自身、本件の旅行が慰安旅行であるという認識が希薄であったこと。以上の点から、本件の旅行はサラリーマン家庭の通常家族旅行とかわるところがなく、事業の遂行上必要な旅行であったと客観的に認識できない。」というのが、この判決に至った理由です。旅行が業務の遂行上必要なものであるかどうかは、単に事業に関連するという事業主の主観によるのではなく、その旅行の企画立案、旅行の目的、規模、行程、従業員の参加割合などから総合的に判断しなければなりません。(名古屋高裁H7.3.30判決)

